

# **個人情報保護方針**

藤田学園同窓会(以下、本会という)は、個人情報を保護することが本会定款第4条に定める事業活動の基本であるとともに、本会の社会的責任・責務であると考え、以下の個人情報保護方針を制定し、その確実な履行に努めます。

## **1. 個人情報の収集・利用・提供について**

個人情報の収集は、目的を明確にし、適法かつ公正な方法で行います。

個人情報の利用は、法令に定める場合を除き、事前に明確にした範囲内でのみ行います。

個人情報の第三者提供に関しては、法令に基づき適正な範囲内で対応します。

## **2. 開示・訂正請求等への対応**

本会は、個人情報について本人からの開示の請求があった場合は、合理的な期間、妥当な範囲内で対応します。

個人情報に誤り・変更があって、本人から訂正等の要求があった場合は、合理的な期間、妥当な範囲内で対応します。

## **3. 個人情報の適正管理について**

本会は、収集した個人情報について、適切な安全対策を実施し、不正アクセス、改ざん、破壊、漏洩、紛失等を防止するために合理的な措置を講じます。

## **4. 法令及びその他の規範遵守について**

本会は、個人情報保護責任者を設置し、個人情報に関して適用される法令及びその他の規範を遵守します。

## **5. 個人情報保護・管理の継続的改善**

本会は、監査役により定期的に監査を実施し、個人情報の保護・管理の見直し、改善に努めます。

個人情報に関する問い合わせ

〒470-1192

愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪 1-98

藤田学園同窓会事務局

Tel & Fax : 0562-93-5674

# 藤田学園同窓会個人情報保護規程

施行 2005 (H17) .4.1

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、藤田学園同窓会（以下、本会という）の事業遂行上取り扱う個人情報を法令に則り適切に保護するために必要な基本事項を定めたものである。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、本会のすべての役員・委員及びその他個人情報を取り扱う会員に対して適用する。

また、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合の委託先、及び労働者派遣法に基づく派遣労働者に対しても適用する。

## 第2章個人情報保護方針の策定等

### (個人情報保護方針の策定・周知)

第3条 本会会長は、「個人情報保護方針」を策定し、内容を役員・委員等に周知し、理解させる。

### (個人情報保護方針の公開)

第4条 本会会員等への公開は、「あけぼの杉」、藤田学園同窓会ホームページ等による。

## 第3章個人情報保護管理体制

### (統括個人情報管理責任者)

第5条 本会会長は、統括管理責任者となる。本会理事及び担当委員等は、個人情報保護規程を遵守するとともに互いに連携して漏洩等の事故防止に努める。外部委託業者等には、「個人情報等の取り扱いの委託に関する確認書」の提出を求める。

## 第4章個人情報保護の措置

### (個人情報の収集)

第6条 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段をもって、本会の行う事業を達成するために必要な限度においてのみ行わなければならない。

### (個人情報の利用)

第7条 個人情報の利用及び提供は、情報主体が同意を与えた利用の目的の範囲内で行うものとする。

個人情報の利用目的は以下のとおりとする。

(1) 会員名簿の発刊

- (2) 機関誌「あけばの杉」への記事掲載
- (3) 総会・各部会総会・委員会等の開催通知
- (4) 配布物の発送及び講演会等の催し物の案内
- (5) 通知文書の会員への周知徹底
- (6) 各部会との連携
- (7) 母校との連携
- (8) その他本会会務を遂行するために必要な行為

(個人情報の適正管理)

第8条 個人情報を適正に管理するために次のことを行う。

- (1) 正確性の確保

個人情報について、正確かつ最新の内容に保つよう努めなくてはならない。

- (2) 安全性の確保

取得した個人情報に関するリスク（不正アクセス・改ざん・破壊・漏洩・紛失）に対して、合理的な安全対策が講じられなくてはならない。

- (3) 委託先管理

本会が業務を委託するために個人情報を外部へ預託する場合、個人情報が損なわれることのないよう、適切な措置がとられなければならない。

(個人情報に関する情報主体の開示・訂正請求等に関する権利)

第9条 情報主体から事故の情報について開示を求められた場合は、速やかに対応しなければならない。

開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内に対応しなければならない。

(苦情及び相談)

第10条 本会事務局は、個人情報の取り扱いに関する相談窓口となり、苦情等の適正かつ迅速な処理に努める。

## 第5章 内部監査

(監査)

第11条 本会監事は監査役となり、個人情報保護の運用について監査し、法令等の遵守を最良の状態に維持するように努める。

## 第6章 規程の見直し等

(規程の見直し)

第12条 社会情勢や情報主体の意識の変化、施行状況ならびに監査の結果等を考慮し、本規程を見直すものとする。